

第6章 教員・教員組織

中期目標

- (1) 本学の理念・目的を実現し、教育研究を円滑に実施するため、教育研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意をもって、かつ真摯に教育研究に取り組む教員の配置を図る。
- (2) 教員の資質及び教育力の向上を図るため、教員のFD活動を積極的に推進し教員の資質向上のための取組方法や教員組織の改善を図る。
- (3) 教員の研究活動の振興と円滑化を促し、その研究成果の発表を行うため「東京医療保健大学紀要」を毎年度発刊する。
- (4) 教員の資質向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の教育研究活動等の評価を実施し処遇等に反映させる。

中期計画

- 【15】 「教員組織の編成方針」に基づき、教育研究を円滑に実施するため、有効かつ適切な教員配置を図るとともに、教員に欠員等が生じた場合には原則公募により募集を行うこととし、採用・昇任等に当たっては教員選考規程及び教員選考基準に基づき公正かつ適切に行う。

取り組み状況及び課題等

本学の教員組織の編成に当たっては、本学の建学の精神及び理念・目的を達成するため「教員組織の編成方針」に基づき「教育研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、臨床現場の経験が豊富であり熱意を持って、かつ、真摯に教育研究に取り組む教員」を配置することとしており、「学部・学科・研究科においては、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を措置するとともに、学部・学科・研究科が求める教員像を踏まえ、医療系の大学として関係法令に基づき教育課程に相応しい教員組織を適切に編成・整備すること」としてしています（資料 6-1）。

また、医療系の大学である本学においては優れたチーム医療人の育成を図ることとしていますが「臨床現場に強い」人材を育成する観点から、実習施設として連携する医療機関の臨床現場等において教育実習・臨床実習の指導等に当たってもらうため、保健・医療・介護等の分野において優れた見識・知識を有するとともに豊富な経験を有し教育上の能力があると認められる者について、大学経営会議で選考を行い「臨床教授・客員教授」等に任用しています。

具体的な編成においては、「教員選考規程」「教員選考基準」に基づき、学部・学科・研究科の主要な授業科目について、専任教員の役職のバランスや医療系（看護系等）の大学であるため女性比率が高い傾向にあり、また実習が多いため授業負担への配慮、年齢構成にも配慮した選考を行い適切な配置に努めています。

教員選考の手続きは、全学の人事委員会（学長を委員長とし、各学部長、各学科長、助産学専攻科長、各研究科長、大学経営会議室長、事務局長をもって組織）を設置し、教員の採用・昇任等に関する教員選考委員会を置くとともに「教員選考規程」及び「教

員選考基準」に基づいた同委員会の選考審査結果を受け、公正・厳正に審議を行った後、大学経営会議に提案しています。なお、教員に欠員が生じた場合は、原則公募により募集を行うこととしています（資料 6-2、6-3）。

今後 10 年に向けて本学の進むべき方向について検討し策定した「東京医療保健大学ビジョン」には、求められる教職員像、学部・研究科像も示されており、現在その具体化に向けた検討に着手しています。

しかし、このような取り組みについては、平成 30 年度受審の大学評価（認証評価）結果において、本学が定める「教員組織の編成方針」は、『いずれも定めている内容は「求める教員像」であり、教育課程に対する教員組織の編成の考え方を示したものではありません。今後は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた、各学部・研究科等の「教員組織の編成」に対する方針を定め、公表することが望まれる』との意見を頂いており、今後検討してまいります。

中期計画

【16】教員の FD 活動を積極的に推進する。

- ・ FD 活動の一環として、毎年度学生による授業評価、学修及び生活に関する実態調査を実施し、授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力の向上を図る。
- ・ 全教職員が一堂に会して、教員の事例発表及び意見交換を行う「東京医療保健大学を語る会」を毎年度開催し、学部・研究科における FD 活動の推進を図る。
- ・ 全学的な実施体制の下に、外部有識者の協力を得て、FD 活動の取組及び教員組織の適切性について自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて FD 活動の取組方法や教員組織の改善・充実を図る。またその状況について公表する。
- ・ FD 活動を通じ、教育の基本である 3 つの方針を対象としてその在り方及び内容を検討し教育研究活動の改善・充実を図っていく。

取り組み状況及び課題等

教員の資質向上、ひいては教員組織の改善・向上に資するため、FD 活動を推進すべく全学委員会を設置するとともに、各学部学科の「FD 委員会」において研修会等を企画しているほか、授業内容・方法の改善・充実及び教員の教育力の向上を図るため、開学当初から毎年度学生による授業評価を実施しています。なお、平成 30 年度より、全学 FD 委員会にオブザーバーとして学生代表に参画いただいております。学生の要望も踏まえて FD 活動に取り組んでいます（資料 6-4）。

学部学生及び大学院生による全授業科目の授業評価のアンケート結果については、学内各キャンパスに掲示するとともにウェブサイトにも公表しています。

アンケートの実施に当たって、講義・演習科目と実習・実験科目に関しそれぞれの授業形態の特性に応じて評価項目・評価方法の見直しを行い、授業における良い点及び改善されるべき点を抽出できるようにしています。

授業科目のアンケート結果は、授業の担当教員に渡し、教員はアンケート結果を踏まえて、授業において工夫を行っている点や今後授業の改善に取り組む点などのコメ

ントペーパーを学科長等に提出します。その上で、学科長は「授業評価結果に関する考察」としてまとめ、今後の授業への活用方法を示し、授業評価の集計結果とともに学内に掲示し、ホームページで公表しています。また、結果の公表により授業評価に対する理解・意識啓発、授業内容・方法の改善・充実がより一層進んでいくものと考えています（資料 6-5 <http://www.thcu.ac.jp/about/eduinfo/>）。

学部学科・研究科においては、FD 活動の一環として国内外の大学等から講師を招聘し、様々なテーマで講演会・研修会を開催しており、各教員においても外部機関開催による FD 研修会・セミナーへの参加、専門分野の学会への参加・発表等により FD 活動に積極的に取り組んでいます。しかし、教育関連テーマの講演会等への参加者が少ない状況であり、今後、全学的に教員組織の管理及び質保証の取り組みとして多くの教員が参加できるよう努めてまいります。

また、全学的な FD・SD 活動の一環として教育力の向上等に関するテーマに基づき全教職員が一堂に会し発表・意見交換を行う「東京医療保健大学を語る会」を、平成 20 年度から毎年度実施しています。

平成 30 年度の語る会は、昨年度、今後 10 年の本学の進むべき方向について検討し、これからも建学の精神及び教育理念・目的に基づき、特色ある教育・研究活動等を展開していくための“明るく夢と活力に満ちた「東京医療保健大学ビジョン」”を取りまとめたところであり、この実現に向けて具体的なアクションプラン（行動指針）について説明し意見交換を行いました。また、冒頭では、教職員からの強い要請により、理事長から『「グローバル人材」について考える』とのテーマで講話がありました。参加した教職員と理事長、学長の活発な意見交換が行われ、教職員は改めて本学の果たすべき使命・役割を認識する機会となりました。さらに、全学的な FD 活動の一環として、学士課程の 3 つの方針「学位授与の方針 (DP)」、「教育課程編成・実施の方針 (CP)」、「入学者受け入れの方針 (AP)」の適切性等を検証し高大接続の関連において求められるものに見直しを行ってまいります。

また、教員相互の資質向上を図るため、各学部学科において教員の授業参観による評価を行うピアレビューを行っており、現在、一部科目の授業公開を行っていますが、今後も授業公開を拡大することなどピアレビューの活用を推進してまいります。

なお、このような本学の FD 活動については、平成 30 年度の大学評価（認証評価）において、以下のとおり提言を頂きました。この提言に沿い、各研究科に FD 委員を配置し活動を開始しています（資料 6-6）。

< 提言 >

改善課題

- 1) 大学院として固有の FD 活動が行われていないため、組織的な取り組み、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

中期計画

【17】毎年度発刊する「東京医療保健大学紀要」への論文の投稿を積極的に行うよう奨励する。また研究活動の質の向上を図るとともに紀要に対する社会からの信頼に応えるため、紀要の投稿論文について学内の教員による査読に加え、学外の有識者に査読を依頼し、その評価等を踏まえて投稿原稿の採否・修正の指示決定を行う。

取り組み状況及び課題等

本学専任教員の教育研究活動の振興と円滑化を促しその成果の発表のため、平成18年度から毎年度1回「東京医療保健大学紀要」を発刊しています。

紀要に掲載する原著論文及び研究報告論文等は、学内で投稿募集を行い、紀要委員会の審査を経た後に掲載しており質の充実を図っています。審査に当たっては、原著論文の内容によって適任の学外有識者に査読を依頼しています。

原著論文が紀要に掲載され発行されるまでの期間を短縮するため、原著論文の速報性を重視する観点から、紀要委員会において投稿論文の採否について審査結果が出た後、速やかに採択原著論文を本学ウェブサイトに掲載しています。

なお、医療保健学研究科においては、感染制御学教育研究センターと協働し医療関連感染に関する研究成果等を発表するため、毎年度原著論文・短報等を掲載した雑誌を年2回発刊するとともに、本学ホームページにおいても公表しています。

中期計画

【18】教員の教育研究活動等の実績・成果について、教員個々の「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目について、学長及び各学科長等による全学的な評価システムにおいて評価を実施し処遇等に反映させる。

- ・教員の授業参観を行って評価を行う等ピアレビュー（同僚評価）の取組を推進する。また、最先端の医療技術に関する講習会、他の機関・団体等が開催するFD関係の研修会・セミナー及び学会等への積極的な参加（研究発表等を含む）を奨励するとともに、学内運営の各種委員会委員、本学主催の公開講座等の講師の委嘱等の活動について評価を実施する。
- ・評価結果の処遇等への反映方策として「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績が特に顕著であると認められる教員に対し教員表彰を行うとともに、表彰を受賞した教員のうち業績が特に顕著な教員に対してインセンティブを付与するため特別教育研究経費を配分する。

取り組み状況及び課題等

中期目標・計画において「教育研究の質の向上及び活性化を図るため、教員の教育研究活動等の実績・成果を評価し、処遇等に反映する仕組みの導入を図る」と定めていることを踏まえ、平成27年度から「教員評価規程」を定め、次のとおり当面の措置として教員の教育研究活動等に係る評価（教員評価）を実施しています。

- 1) 教員評価実施に当たっての原則的な考え方について
 - ・教員評価は、教員の資質の向上と自らの能力開発の一助とすること。
 - ・教員評価は、教員の優れた取組を評価するプラス評価を原則とすること。
 - ・教員評価のための評価データ(以下「評価データ」という)は教員の自己申告によること。
- 2) 評価項目について
 - ・教育研究活動等の実績・成果を評価する項目を「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の3項目とする。
 - ・「教育活動」「研究活動」の評価に当たっては、教育及び研究の質の向上を図るために取り組んだ(取り組んでいる)ことについて重点をおいて評価を行う。
 - ・「学内外活動」の評価においては、全学及び各学科等における各種委員会における活動状況・実績、本学が主催・共催した公開講座における活動状況・実績・成果、学会等における活動状況・実績・成果等について重点をおいて評価を行う。
- 3) 評価実施方法について
 - ・医療系の大学である本学においては医療機関の臨床現場及び医療関連企業等における実習等に重点をおいて教育課程を編成していること等を勘案し、3項目全体による総合評価ではなく「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目による業績評価を行う。
 - ・各教員は、毎年5月1日現在で、前年度の教育研究活動等に関する具体的な取り組み内容について「教員評価データ入力(記述)要領」等に基づき、5月末日までに、デスクネットの評価データの様式に入力(記述)する。なお、当該年度当初に採用された教員は対象としない。教員は毎年5月1日現在でウェブサイトの教員紹介データ(学位・資格、担当科目、研究テーマ、最近の業績または代表的な業績、専門領域での活動等)の入力を行っていることから教員紹介データと併せて評価データを入力(記述)する。
 - ・評価データの記述に関して説明資料がある場合には別途メール添付等により総務人事部長に提出する。総務人事部長は説明資料を各学科長・各研究科長(「各学科長等」という)及び学長に送付する。
 - ・学部所属教員のうち研究科教員を兼務している教員については学部及び研究科それぞれにおける教育研究活動等について評価データに入力(記述)する。
 - ・各学科長等は、総務人事部から付与されるパスワードにより各教員の評価データを開き、6月中旬までに評価データに各評価項目に係る業績の評価を入力(記述)する。
 - ・各学科長等に係る評価については、学長が評価結果を入力(記述)する。
- 4) 処遇等への反映方策について
 - ・学長は各学科長等が入力(記述)した評価結果に基づき「教育活動」「研究活動」「学内外活動」の各項目の業績が特に顕著であると認められる教員に対しては、就業規則第44条(表彰)第1号「職務上の功績が顕著であり他の職員の模範と

なる場合」に基づく「表彰制度」を活用して教員表彰を行っていただくよう理事長に上申する。

- ・理事長は学長からの上申に基づき教員表彰を行う。
- ・学長は教員表彰を受賞した教員のうち、業績が特に顕著な教員に対してはインセンティブを付与するため学長裁量経費の中から特別教育研究費を配分する。

なお、このほか、教育内容・方法の創意工夫を行い、授業の改善を図るとともに教員の教育力の向上に資するため、毎年度実施する「学生による授業評価」の結果に基づき、高評価の教員に対して学長顕彰を実施しています。

こうした本学の取り組みについては、平成 30 年度受審した大学評価(認証評価)の結果において『このように、単なる業績評価にとどまらず、表彰制度に結び付けて、教員の処遇に反映している点は評価できる。一方で、業績評価及び処遇への反映に関する基準について定めはなく「評価データ」も自由度の高い記述式であるため、各学部・研究科等の特性を考慮したうえで、全学的に評価基準を規定・公開し、公正性を担保することが望まれる』とのご意見を頂いたところであり今後検討してまいります。

東京医療保健大学の教員組織の編成方針

本学においては、建学の精神である「科学技術に基づく正確な医療保健の学問的教育・研究及び臨床活動」、「寛容と温かみのある人間性と生命に対する畏敬の念を尊重する精神」に則り、時代の求める高い専門性及び豊かな人間性と幅広い教養並びに高い倫理性を備え、これからの社会が抱える様々な課題に対して、新しい視点から総合的に探求し解決することのできる人材の育成を図ることを理念・目的としているが、これらの理念・目的を達成するために、教育・研究を担当するに相応しい能力を有するとともに、熱意を持って、かつ、真摯に教育・研究に取り組む教員を求めることとし、教員組織の編成方針を定める。

学部・学科・研究科においては、大学設置基準及び大学院設置基準に定める教員数を措置するとともに、次に定める学部・学科・研究科が求める教員像を踏まえ、医療系の大学として関係法令に基づき教育課程に相応しい教員組織を適切に編成・整備することとする。

(医療保健学部看護学科)

- ① 医療現場におけるチーム医療の中核として活躍できる看護師及び保健師の育成に情熱を持って取り組むことができること。
- ② 専門領域と関連する臨床現場における実践経験を有していること。
- ③ 職位に応じた教育業績と研究業績を有していること。
- ④ 大学運営及び社会活動に積極的に参画する意思があること。
- ⑤ 専門領域を越えて教育改善のために協力する意思及び能力があること。

(医療保健学部医療栄養学科)

- ① 豊かな人間性と教養を持って、社会に貢献できる管理栄養士を目指す学生を育成できること。
- ② 医療栄養に関する知識と見識を有すること。
- ③ 教育及び研究の成果を持って、履修指導に取り組むことができること。
- ④ 社会貢献及び地域貢献に寄与できること。
- ⑤ 専門領域以外にも関心を持ち、協調性を持って各種の校務ができること。

(医療保健学部医療情報学科)

- ① 生命科学と医療情報学を学ぶ学科を目指して、学生の教育、研究・医療の向上に努めること。
- ② 教育と研究において、高い倫理観を持ち、熱意を持って取り組むこと。
- ③ 医療及びその関連分野において、現場を理解して実践経験が豊富であること。
- ④ 常に新たな研究科目を開発し、医療の情報化・国際化に対応し、学際的な研究に関心を持つこと。
- ⑤ 学生を医療情報学の分野で指導的に活躍できる人材として責任を持って社会に送り出すことができること。

(東が丘・立川看護学部看護学科)

- ① tomorrow's Nurse の養成に情熱を持っていること。
- ② 臨床現場における実践経験が豊富であること。
- ③ 教育、研究、社会貢献活動にバランスよく取り組む能力と情熱があること。
- ④ 客観的な自己評価を通して、常に自己啓発に努めること。

(千葉看護学部看護学科)

- ① 看護職及び看護学の社会的責務を深く考え、高い倫理観に基づき、地域完結型の保健医療に貢献する人材の育成に情熱をもって取り組むことができること。
- ② 専門領域と関連する臨床現場における実践経験を有していること。
- ③ 職位に応じた教育業績と研究業績を有し、さらに自己啓発に努める意思があること。
- ④ 大学運営及び社会活動に積極的に参画する意思があること。
- ⑤ 専門領域及び職種を越えて、教育と保健医療の質向上のために協働する意思があること。

(和歌山看護学部看護学科)

- ① 教育に携わる者としての人間性、社会性を持ち、常に自己研鑽に努めていること。
- ② 専門分野の学位、研究業績、教育経験及び社会貢献等における実績を有していること。
- ③ 科目の意図するところを十分に教授でき、かつ真に熱意を持っていること。
- ④ 意欲的に学生と相対する姿勢を保持し続ける熱意があること。

(医療保健学研究科)

- ① 医療関連現場の高度専門職育成に情熱を持っていること。
- ② 専門領域に関連する臨床現場の実践経験が豊富であること。
- ③ 教育、研究、実践において優れた専門能力を有し、熱意を持って取り組むこと。
- ④ 客観的な自己評価を通して、常に自己啓発に努めていること。
- ⑤ 専門分野の歴史と最新情報に精通していること。
- ⑥ その他、本研究科の教育方針を十分理解し研鑽していること。

(看護学研究科)

- ① 高度実践看護職の養成に情熱を持っていること。
- ② 臨床現場における実践経験が豊富であること。
- ③ 教育、研究、社会貢献活動にバランスよく取り組む能力と情熱があること。
- ④ 客観的な自己評価を通して、常に自己啓発に努めること。

附則

1. この編成方針は、平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

附則

1. この編成方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附則

1. この編成方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

東京医療保健大学教員選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇格等に関する選考（以下「選考」という。）について定めるものとする。

(選考)

第2条 選考に当たっては、「東京医療保健大学の教員組織の編成方針」に基づき、本学の建学の精神及び理念・目的を達成するために、教育・研究を担当するにふさわしい能力を有するとともに、熱意を持って、かつ、真摯に教育・研究に取り組む教員を求めるとし、学位・資格、教育・研究業績、臨床経験業績及び学会等の活動業績等を総合的に判断して行うものとする。

(教員選考基準)

第3条 前条の選考は、「東京医療保健大学教員選考基準」に基づき行うものとする。

(大学院博士課程教員の資格)

第4条 大学院博士課程の教員は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、教育並びに研究上の顕著な業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

(大学院修士課程教員の資格)

第5条 大学院修士課程の教員は、次の各号の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、教育並びに研究上の業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

(教授の資格)

第6条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績のある者。
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者。
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者。
- (4) 大学において教授、准教授（助教授）又は専任の講師（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）の経歴があり、研究上の業績があると認められる者。
- (5) 研究所、試験所、病院・福祉施設等において10年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者。
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者。

(准教授の資格)

第7条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者。
- (2) 大学において准教授（助教授）、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者。
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者。
- (4) 研究所、試験所、病院・福祉施設等において5年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者。
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者と認められる者。

(講師の資格)

第8条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第6条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者。
- (2) 専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

(助教の資格)

第9条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当する者。
- (2) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者。
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者。

(助手の資格)

第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者。
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者。

(非常勤講師の資格)

第11条 非常勤講師は、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

附 則

この規程は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年2月15日より施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成21年10月21日より施行する。

附 則

1. この規程は平成24年5月16日より施行する。
2. この規程の施行に伴い「東京医療保健大学大学院教員選考規程」は廃止する。

東京医療保健大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この規程は、「東京医療保健大学教員選考規程」に基づき、東京医療保健大学の教員に関する選考基準（以下「教員選考基準」という。）について定めるものとする。

(教員選考委員会)

第2条 教員の採用・昇格等に関する選考に当たっては、原則として東京医療保健大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）に人事委員会委員を構成員とする教員選考委員会を置くこととする。

- 2 教員選考委員会は、教員選考審査の結果を人事委員会に報告する。
- 3 人事委員会においては、教員選考審査に関する審議を行い、大学経営会議に提案する。
- 4 人事委員会及び教員選考委員会における教員選考審査に関する議事内容については非公開とする。

(採用)

第3条 教員の採用については、原則として公募により、選考を行う。

- 2 教員採用の選考審査に当たっては、職位に応じて、原則として別に定める教育・研究業績の提出を求めることとし、学位・資格、教育・研究業績、臨床経験業績及び学会等の活動業績等を総合的に判断して行うものとする。
- 3 定年退職者の後任補充に伴う採用に係る公募については、原則として、採用予定月日の6か月前から開始する。
- 4 前号以外の採用に係る公募については、原則として、採用予定月日の3か月前から開始する。
- 5 公募の期間は、概ね2週間から3週間とする。
- 6 公募による応募者がいない場合には、再公募を行う等を含め、人事委員会において協議の上、決定する。

(昇格)

第4条 教員の昇格審査は、原則として各学部長・各学科長及び各研究科長（以下、「学部長等」という。）からの申し出により、選考を行う。

- 2 教員の昇格審査は、学位・資格、教育・研究業績及び貢献度業績等（学生募集・就職支援・委員会活動及び社会的活動実績等）に基づいて行う。
- 3 前号の昇格審査に当たっては、職位に応じて、原則として前条第2項に定める教育・研究業績の提出を求めることとする。

(学内異動)

第5条 教員の学内異動（前条に定める昇格を除く）が必要となる場合には、原則として学部長等からの申し出により、選考を行う。

(その他)

第6条 この教員選考基準に定めるほか、教員選考に関して必要となる事項については大学経営会議において定めることとする。

附 則

この教員選考基準は平成24年5月16日から施行する。

附 則

この教員選考基準は平成26年4月1日から施行する。

30.5.9

学部長等会議

平成 30 年度「学生による授業評価」実施要綱

第 2 期中期計画の【9】に基づき、平成 30 年度において、医療保健学部、東が丘・立川看護学部、千葉看護学部及び和歌山看護学部の学生を対象に、学生による授業評価を以下のとおり実施いたします。なお、大学院においてもこの実施要綱に準じて授業評価を実施することといたします。

1 目的

学生による授業評価を実施し、その結果を分析・評価することにより、カリキュラムの見直し、教育力の向上及び授業内容・方法等の改善・充実に資する。

2 対象授業

○以下の全授業科目

- ・医療保健学部看護学科、医療栄養学科、医療情報学科
- ・東が丘・立川看護学部看護学科
- ・千葉看護学部看護学科
- ・和歌山看護学部看護学科
- ・大学院医療保健学研究科及び看護学研究科

3 実施時期

原則として、各セメスターの最終授業日とする。

4 実施方法

○授業担当教員の下承を得て、事務局から授業評価質問用紙(講義・演習科目用又は実習・実験科目用)を配布し、原則としてその場で記入させた後、回収する。ただし、授業科目によっては、質問用紙を学生に配布しペーパーボックス(事務局前設置)により回収する。

○質問用紙はマークシート方式により記入し、集計する。

5 評価項目(講義・演習科目用/実習・実験科目用)

- (1) あなた自身について
- (2) 授業(実習・実験)内容について
- (3) 教員の教え方・姿勢について
- (4) 総合評価
- (5) 自由記述 等

6 評価結果の分析及び公表等

○学部の本年度前期実施分の学生による授業評価結果について、次年度の授業方法等の工夫改善に役立ててもらうため、年末までに各教員にお渡しする。

個々の授業評価結果については、当該授業担当の教員が分析を行う。

○また、前年度(平成 29 年度)実施分の授業評価結果については、各教員の感想等を取りまとめて各学科長等が分析等を行った後、10 月を目途に公表する。

FD活動の一環として外部講師を招いての講演会等の実施一覧(平成28年度～平成30年度)

実施年度	平成30年度		
実施日時	30.7.5(木) 16:30～18:00	30.9.27(木) 16:30～18:00	30.10.1(木) 15:30～17:00
実施場所	五反田校舎	五反田校舎	雄湊校舎
主催	大学	大学	大学
テーマ	科研費申請書類を書く前に	研究倫理に関する研修会	科研費申請書類を書く前に
講師	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 今村 知明 教授	筑波大学 生存ダイナミクス 研究センター 講師 岡林 浩嗣 先生	奈良県立医科大学 公衆衛生学講座 今村 知明 教授
対象者	教職員・院生	教職員・院生・学生	教職員
参加者数	60名	136名	23名

実施年度	平成29年度		
実施日時	29.6.2(金)	29.8.2(水) 16:30～18:00	29.10.25(水) 13:00～14:00
実施場所	世田谷校舎	五反田校舎	世田谷校舎
主催	医療情報学科	大学	動物実験委員会
テーマ	患者シミュレータの操作 プログラムの講習	科研費改革の動向	平成29年度動物実験講習会
講師	レールダルメディカル ジャパン株式会社 エジュケーショナル サービス スペシャリスト 伊藤 文香 氏	文部科学省研究振興局 学術研究助成課 井上 賢一 課長補佐	東京大学本部 ライフサイエンス研究倫理支援室 三浦 竜一 教授
対象者	医療情報学科教員	教職員・院生	教職員・院生・学生
参加者数	8名	84名	24名

実施年度	平成 28 年度		
実施日時	28. 10. 11(火)	29. 1. 6(金) 10:40~15:30	29. 3. 6(月) 13:30~14:30
実施場所	五反田校舎 (世田谷校舎に中継)	五反田校舎	五反田校舎
主 催	医療情報学科 (後援：国際交流センター)	西垣講師	看護学科教務委員会
テ ー マ	米国公衆衛生局における 診療情報管理の役割	「パフォーマンス評価の考え 方と進め方 ーパフォーマンス課題と ルーブリックの活用ー」	カリキュラム評価の基本
講 師	米国公衆衛生局 メディケア・メディケイド サービスセンター テクニカルディレクター ゴドウィン・オディア 大佐	京都大学教育学研究科 西岡 加名恵 准教授	大阪大学全学教育推進機構 教育学習支援部 佐藤 浩章 准教授
対 象 者	医療情報学科教員・学生	本学看護学科教員	看護学科全教員、教務部、 大学教務委員、事務局長、学長
参加者数	23 名	24 名	40 名

実施年度	平成 28 年度		
実施日時	28. 7. 22(金) 13:00~14:30	28. 8. 5(金) 16:30~18:00	28. 9. 28(水) 13:00~14:00
実施場所	国立病院機構校舎	五反田校舎	世田谷校舎
主 催	国際交流委員会	大 学	動物実験委員会
テ ー マ	命をまもり未来をつなぐ	「科研費」の最近の動向	平成 28 年度動物実験講習会
講 師	NPO ジャパンハート 武内 三恵 理事	独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課 中山 亮 課長	東京大学医科学研究所 実験動物研究施設 佐藤 宏樹 助教
対 象 者	教職員・院生・学生	教職員	教職員・院生・学生
参加者数	15 名	61 名	24 名